

令和7年度 城南区地域包括ケア推進会議

日時： 令和7年10月30日（木）14時～15時
場所： 城南区役所 3階 大会議室

会議次第

- I 開 会
- II センター所長あいさつ
- III 委員等紹介
- IV 会長・副会長確認
- V 会長あいさつ
- VI 議 題
 - 1 令和6年度高齢者保健福祉相談事業（報告）
 - 2 城南区地域包括ケアに関する取り組み（報告）
 - （1） 令和7年度専門部会
 - （2） その他地域包括ケアに関する取り組み
- VII 連絡事項・お知らせ
- VIII 閉 会

令和7年度 城南区地域包括ケア推進会議名簿

◇城南区地域包括ケア推進会議委員

(20名) 任期：令和9年7月31日まで

※R7年度新任

団体名・職名	氏名	備考
城南区医師会会長	小舘 満太郎	
城南区医師会副会長	尾野 健一	
城南区歯科医師会専務理事	佐藤 賢一	
城南区薬剤師会会長	川本 健司	
城南区自治協議会連絡会議代表	橋本 義雄	※
城南区民生委員児童委員協議会会長	山崎 龍二	
福岡市社会福祉協議会城南区運営部会部会長	森田 壽子	
城南区衛生連合会会長	石内 絵衣子	
城南区シニアクラブ連合会会長	戸高 輝美	
城南区公民館館長会会長	川口 和代	欠席
福岡県弁護士会代表	末安 大地	
城南区訪問看護ステーション連絡協議会代表	川添 紀子	※
福岡市老人福祉施設協議会代表	大神 季子	
認知症の人と家族の会世話人	古賀 真紀子	
城南区主任ケアマネ会会長	森東 優二	※
城南区地域密着型サービス部会世話人	兒玉 真人	
城南警察署生活安全課長	山口 眞哉	欠席 代理:前田 良書
城南消防署署長	明井 忠司	※
福岡市保健医療局保健所感染症対策部長	執行 睦実	欠席
城南区保健福祉センター所長	永井 信	

(順不同・敬称略)

◇城南区地域包括ケア推進会議関係課等

(9名)

所 属 部 署	氏 名	備考
保健福祉センター福祉・介護保険課課長	大部 尚子	
保健福祉センター健康課課長	池村 宏子	
福岡市社会福祉協議会 包括支援課長	石橋 夕紀子	
福岡市社会福祉協議会 城南区社協事務所所長	川崎 真帆	※欠席
城南第1地域包括支援センター	田中 由希絵	
城南第2地域包括支援センター	吉津 翼	※
城南第3地域包括支援センター	安部 美樹	
城南第4地域包括支援センター	奥 友香	
城南第5地域包括支援センター	北隅 薫	

◇城南区地域包括ケア推進会議事務局

(8名)

所 属 部 署	氏 名	備考
保健福祉センター地域保健福祉課 地域保健福祉課長	野元 正子	※
保健福祉センター地域保健福祉課 地域包括ケア推進係長	西林 直美	
保健福祉センター地域保健福祉課 地域包括ケア推進係員	石川 葉子	
保健福祉センター地域保健福祉課 地域包括ケア推進係相談員	角本 由美	
保健福祉センター地域保健福祉課 権利擁護担当主査	木庭 史博	
保健福祉センター地域保健福祉課 権利擁護担当	禅院 由希子	※
保健福祉センター地域保健福祉課 地域保健福祉係長	城 麻恵	※
保健福祉センター地域保健福祉課 地域保健福祉係員	松田 尚子	

城南区地域包括ケア推進会議 資料

令和 7 年 10 月 30 日（木）

1 令和 7 年度城南区地域包括ケア推進会議委員等名簿

2 議題 1 令和 6 年度高齢者保健福祉相談事業（報告）

- | | |
|----------------------------------|------|
| （１）城南区の状況について | P1 |
| （２）城南区における相談状況について | P2 |
| （３）高齢者に対する虐待防止、早期発見等の権利擁護の支援について | P3-5 |
| （４）認知症高齢者支援について | P6-8 |
| （５）介護予防事業について | P9 |
| （６）令和 6 年度城南区地域包括ケアに関する取組み | P10 |

議題 2 城南区地域包括ケアに関する取組み（報告）

- | | |
|--------------------------|-----|
| （１）令和 7 年度専門部会 | |
| ア 在宅医療・介護部会 | P11 |
| イ 権利擁護部会 | P12 |
| ウ 生活支援・介護予防部会 | P13 |
| （２）その他地域包括ケアに関する取組み | P14 |
| ア 地域包括ケア会議の開催状況 | |
| イ 城南区医師会による在宅医療・介護連携推進事業 | |

3 その他（お知らせなど）

【参考資料】

- 福岡市城南区地域包括ケア推進会議設置要綱
- 地域包括ケアに関する推進体制について
- 福岡市認知症の人の見守りネットワーク事業のご案内

1 令和6年度高齢者保健福祉相談事業

(1)城南区の状況について

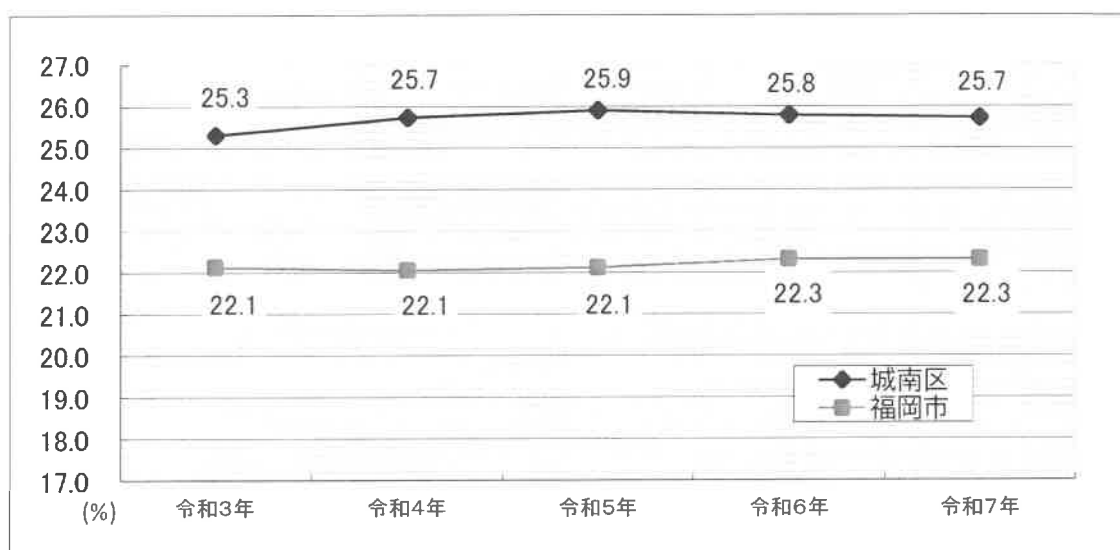
ア 城南区の高齢者人口と高齢化率

(人)

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
城南区	総人口	126,244	124,839	124,912	127,134	127,986
	65歳以上	31,952	32,126	32,359	32,784	32,919
	高齢化率	25.3%	25.7%	25.9%	25.8%	25.7%
	75歳以上	15,538	16,208	16,909	17,748	18,227
	後期高齢化率	12.3%	13.0%	13.5%	14.0%	14.2%
福岡市	総人口	1,568,381	1,580,205	1,591,367	1,605,533	1,619,432
	65歳以上	347,095	348,496	352,066	358,359	361,406
	高齢化率	22.1%	22.1%	22.1%	22.3%	22.3%
	75歳以上	166,183	173,428	181,904	192,149	198,765
	後期高齢化率	10.6%	11.0%	11.4%	12.0%	12.3%

(※住民基本台帳 各年9月末時点)

イ 城南区の高齢化率の推移



ウ 要介護・要支援認定者数 (1号被保険者)

(人)

	区分	令和5年		令和6年		令和7年	
		実人数	割合	実人数	割合	実人数	割合
城南区	要支援1	1,509	4.7%	1,525	4.7%	1,504	4.6%
	要支援2	875	2.7%	1,020	3.2%	1,011	3.1%
	要介護1	1,408	4.4%	1,350	4.2%	1,496	4.5%
	要介護2	961	3.0%	1,049	3.2%	985	3.0%
	要介護3	763	2.4%	826	2.6%	816	2.5%
	要介護4	708	2.2%	735	2.3%	710	2.2%
	要介護5	485	1.5%	515	1.6%	495	1.5%
	認定者数・率	6,709	20.9%	7,020	21.7%	7,017	21.3%
福岡市	要支援1	14,025	4.0%	14,692	4.2%	14,994	4.1%
	要支援2	9,712	2.8%	10,847	3.1%	11,026	3.1%
	要介護1	14,722	4.2%	15,151	4.3%	15,796	4.4%
	要介護2	10,414	3.0%	11,437	3.2%	11,375	3.1%
	要介護3	8,415	2.4%	8,990	2.6%	9,189	2.5%
	要介護4	7,715	2.2%	8,222	2.3%	8,286	2.3%
	要介護5	5,357	1.5%	5,639	1.6%	5,634	1.6%
	認定者数・率	70,360	20.2%	74,978	21.3%	76,300	21.1%

(令和7年4月末時点をケアビジョンより抽出)

(2) 城南区における相談状況について

ア 高齢者に関する総合的な相談

(ア) 相談件数

	R4年度	R5年度	R6年度
実相談件数	2,817	2,898	2,787
延相談件数	18,597	18,384	19,644

(イ) 相談対応方法 (延件数)

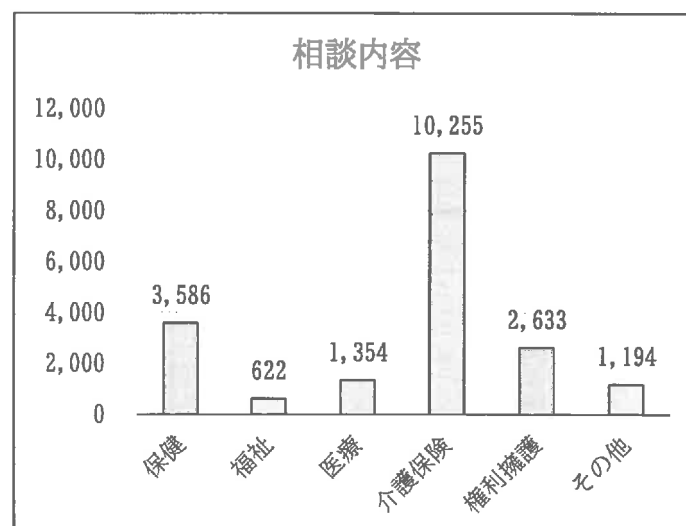
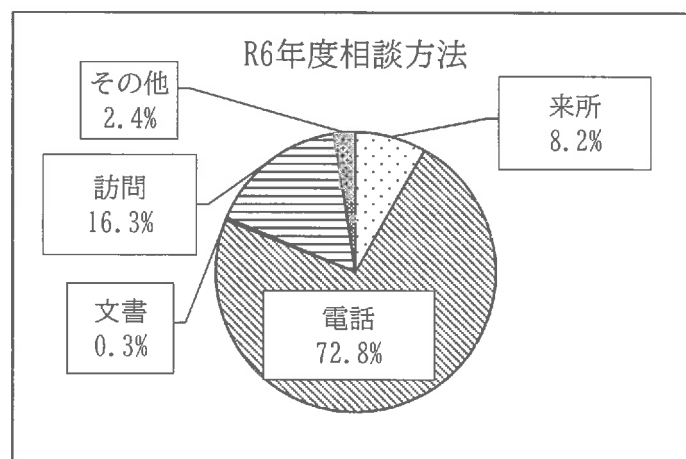
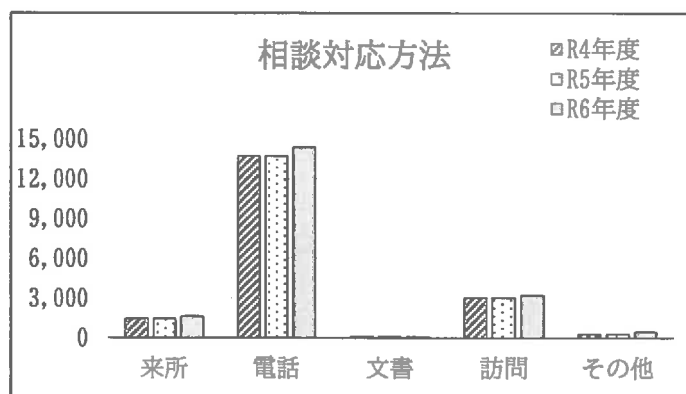
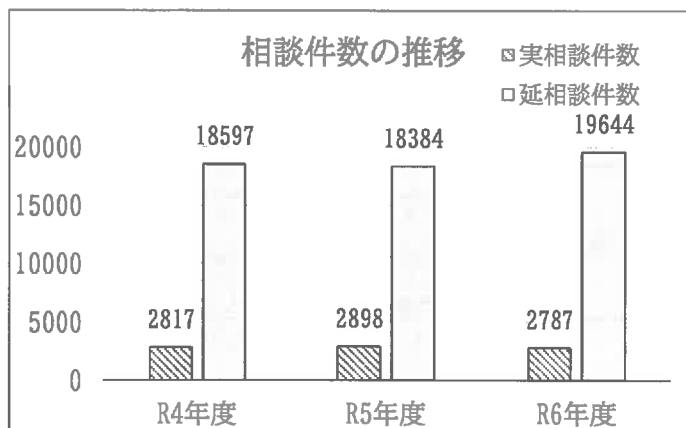
	R4年度	R5年度	R6年度
来所	1,445	1,470	1,623
電話	13,710	13,823	14,379
文書	99	65	62
訪問	3,022	2,805	3,215
その他	323	221	472
計	18,599	18,384	19,644

(ウ) 相談者内訳 (延件数)

	R6年度
本人	5,960
同居の家族	2,095
別居の家族及び親族	2,253
友人知人	210
区役所・市役所	1,237
警察署・消防署	154
地域包括支援センター	881
障がい者基幹相談センター	49
その他の行政機関	139
病院・一般診療所	1,729
歯科診療所	14
薬局	27
居宅介護支援事業所	2,327
居宅サービス事業所	779
介護予防委託事業所	12
施設	228
地域	104
民生委員・児童委員	734
社会福祉協議会	130
民間サービス事業者	314
権利擁護機関	81
後見人・保佐人・補助人	17
その他	163
不明	7
計	19,644

(エ) 相談内容 (延件数)

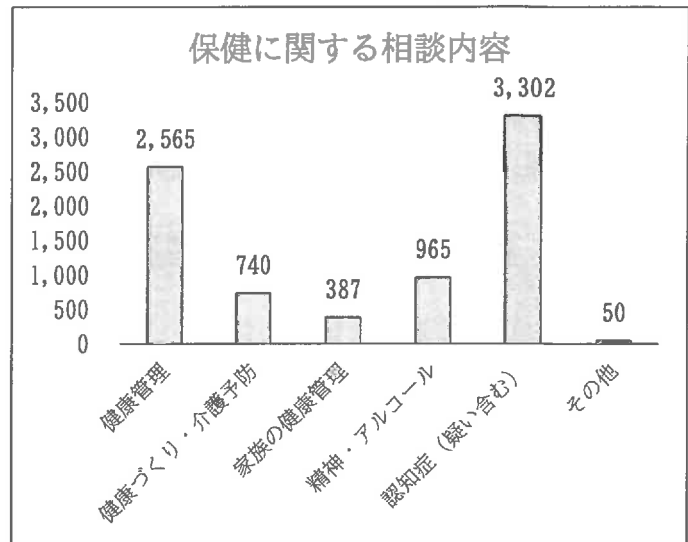
	R6年度
保健	3,586
福祉	622
医療	1,354
介護保険	10,255
権利擁護	2,633
その他	1,194
計	19,644



イ 各相談内訳

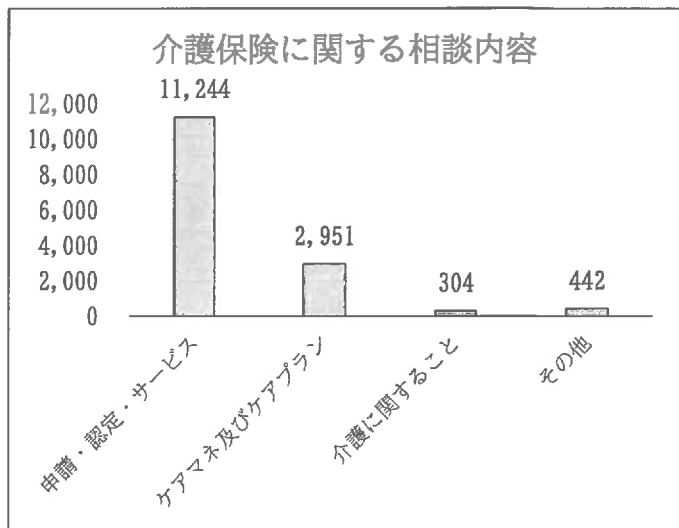
(ア) 保健に関する相談

保健	R6年度
健康管理	2,565
健康づくり・介護予防	740
家族の健康管理	387
精神・アルコール	965
認知症（疑い含む）	3,302
その他	50
計	8,009



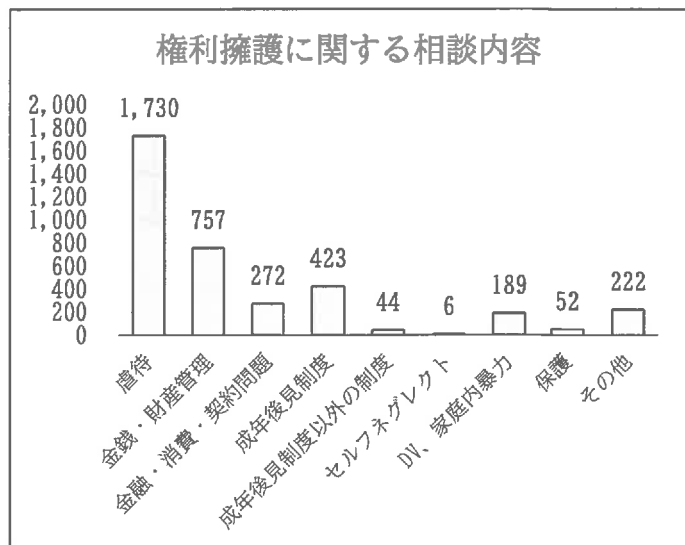
(イ) 介護保険に関する相談

介護保険	R6年度
申請・認定・サービス	11,245
ケアマネ及びケアプラン	2,951
介護に関すること	304
その他	442
計	14,942



(ウ) 権利擁護に関する相談

権利擁護	R6年度
虐待（疑い含む）	1,731
金銭（財産）管理	757
金融・消費・契約問題	272
成年後見等の制度に関すること	422
成年後見制度以外の制度	44
セルフネグレクト	6
DV・家庭内暴力	189
保護（虐待・DV除く）	52
その他	222
計	3,695



(3)高齢者に対する虐待防止、早期発見等の権利擁護の支援について

高齢者に対する虐待防止や認知症高齢者の財産を守る等の権利擁護支援を行う。

個々の事例に応じ、法テラス、消費生活センター、警察署、社会福祉協議会等の関係機関と連携し問題解決を図り、必要に応じて成年後見制度等の利用支援を検討する。

ア 養護者による高齢者虐待統計

※令和6年度市の数値は暫定値

(ア) 相談受理件数について

[表1] 相談・虐待件数

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市※
相談受理件数	28件	342件	41件	396件	51件	481件
虐待件数	11件	148件	18件	144件	18件	203件

[表2] 相談者（通報・届出を含む）（重複あり）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市※
介護支援専門員	12	170	21	174	15	171
介護保険事業所職員	2	16	2	19	4	27
医療機関従事者	1	22	3	21	2	25
近隣住民・知人	2	9	2	13	0	12
民生委員	1	11	0	17	0	10
本人	1	14	0	9	0	18
家族・親族	0	18	1	31	3	33
虐待者自身	0	11	0	15	2	11
行政職員	0	18	0	21	0	25
警察	7	43	11	62	24	133
その他・不明	2	27	1	26	1	40
計	28	359	41	408	51	505

(イ) 虐待状況について

[表3] 虐待の種類（重複あり）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市※
虐待実人数	11人	151	18人	146	18	207
身体的虐待	8	99	14	106	15	150
介護等の放棄	1	40	0	25	2	43
心理的虐待	2	46	7	57	4	66
性的虐待	0	0	0	1	0	1
経済的虐待	1	20	0	18	2	27

[表4] 被虐待者の性別

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市※
男 性	0	28	6	38	6	55
女 性	11	123	12	108	12	152
計	11	151	18	146	18	207

[表5] 養護者（虐待者）の属性

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市※
同居	10	136	16	120	17	178
非同居	1	13	2	22	1	26
その他	0	2	0	4	0	3
計	11	151	18	146	18	207

[表6] 被虐待者から見た虐待者の続柄（重複あり）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市※
夫	4	41	5	39	3	43
妻	0	13	2	15	1	22
息 子	3	47	5	50	4	80
娘	2	30	4	27	7	48
息子の配偶者	0	2	0	3	0	3
娘の配偶者	0	1	0	0	0	0
兄弟姉妹	0	8	1	6	1	7
孫	2	3	0	3	1	4
その他	0	8	1	9	1	5
不明	0	0	0	0	0	0
計	11	153	18	152	18	212

(4) 認知症高齢者支援について

ア 認知症高齢者の早期発見・保護

(ア) 認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明となった認知症高齢者を早期発見・保護するため、また、家族の負担を軽減する為、警察・区役所・地域などの協力のもとに行うネットワーク。

a 登録制度

事前に、氏名・住所・連絡先・特徴・写真等を警察や保健福祉センターなどに登録し、行方が分からなくなったときの早期発見・保護や保護された時の身元確認ができるようにする。

(登録制度登録者数)

	城南区	福岡市
R4年度末	110人	987人
R5年度末	114人	1119人
R6年度末	129人	1199人

b 捜してメール

登録された人が行方不明になった時、行方不明の状況等を検索にご協力くださる協力事業者・協力サポーターへメールで一斉配信し、検索に協力していただくことで、早期発見・早期保護につなげる。

※協力サポーター数 7597名 / 協力事業者 1117 (R7.3.31現在)

(捜してメール利用者数)

	城南区	福岡市
R4年度末	90人	803人
R5年度末	95人	862人
R6年度末	104人	941人

c 検索システム

(a) ステッカー

行方不明になる可能性のある認知症の人の持ち物にステッカーを貼付しておくことで、発見者がステッカー記載のフリーダイヤルに電話しID番号を入力すると、事前に登録した介護者等の連絡先に自動転送され、個人情報を守った状態で直接通話ができる。

※令和4年3月31日で終了し検索機器(GPS端末)に変更。新規の受付は不可。

それまでの利用者は希望があれば継続可能。

(b) 検索機器(GPS端末機) ※令和4年4月1日から開始。

認知症により行方不明になる可能性がある人にGPS端末機を身につけていただき、行方が分からなくなったときに、家族介護者等がコンタクトセンターへの電話やスマートフォン専用アプリを利用して位置情報や移動履歴を確認し、早期発見・保護を図る。

(検索システム利用者数)

	城南区	福岡市
R4年度末	5人	45人
R5年度末	3人	55人
R6年度末	2人	63人

(C)一時保護事業

警察に保護された認知症高齢者のうち、警察署より老人福祉施設等における保護の要請のあった者について、迅速且つ適切な保護を行うことで事故防止を図る。

(令和6年度) 契約施設 26施設 / 城南区実績 3件

イ 成年後見人市長申立

認知症等、能力の低下がみられる高齢者に関する相談件数は年々増加しており、なかでも親族等の支援が望めない高齢者単独の世帯は日常生活に支障をきたしている場合が多い。このような支援を要する高齢者の身上監護や財産管理を行い、自分らしい生活ができるよう支援するための有効な手段として「成年後見制度」がある。認知症が進行し後見制度の活用が必要となっているが、親族等が本人に代わって家庭裁判所に開始申立ができない場合は、市長が本人または親族に代わって申立を行っている。

市長申立 件数	R4年度		R5年度		R6年度	
	城南区	福岡市	城南区	福岡市	城南区	福岡市
	4	65	3	90	9	94

※後見人に支払う報酬助成の拡大について（令和4年6月1日より）

市は、市長申し立てを行った被後見人のうち、資産が生活保護水準を下回り、後見人への報酬支払が困難な被後見人に、その費用の一部または全額を助成している。

令和4年6月1日から、対象拡大により本人、配偶者、4親等以内の親族が申し立てを行った場合にも適用されることになった。

（ただし、後見人が弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職に限る）

ウ 認知症サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を増やし、安心して暮らせるまちを目指して、講座を実施している。

地域住民の方で、概ね10人以上のグループを対象に約90分の講座を行う。

講師は専門研修を受講した「認知症キャラバン・メイト」。

受講後は認知症サポーターカードを配布している。

（認知症サポーター養成講座開催状況）

	城南区		福岡市	
	実施回数	サポーター 養成人数	実施回数	サポーター 養成人数
R4年度	10回	467人	188回	5,974人
R5年度	14回	393人	237回	8,604人
R6年度	9回	220人	318回	18,802人

エ 城南区認知症キャラバン・メイト連絡会

認知症キャラバン・メイト養成研修を受講した「認知症キャラバン・メイト」を対象に、講座の質の向上や認知症の人の見守り支援などの地域づくりについて意見交換を行う。

（認知症キャラバン・メイト連絡会開催状況）

	実施回数	参加者数
R4年度	1	5
R5年度	1	12
R6年度	1	12

オ 本人の「したい」をかなえる会 ：認知症の人と家族の一体的支援に該当

令和6年3月、認知症の当事者と家族の声から、担当ケアマネジャーが事業所ネットワークシニアPに相談。当事者、家族と、シニアPの有志で「オレンジネットワーク城南」が結成され、企画、支援を行う。令和6年度は不定期に4回開催。令和7年度から定期開催。

日 時：偶数月第3月曜日 13時30分～15時30分
会 場：特別養護老人ホームよりあいの森 古民家
参加者：14組（当事者12名、家族12名）、支援者7名

4月はお抹茶会に挑戦、9月は全国キャラバン・メイト連絡協議会主催の20周年記念認キャラよさこいにエントリーし、当事者4名、家族3名、支援者5名の計12名で、東京ベルサール半蔵門の会場にて、認キャラよさこいを踊ってきました（1泊旅行）。

本人の「したい」をかなえる会

出会いと話し合いの時間

開催日時
偶数月の第3月曜日
13時30分～15時30分

主な場所
よりあいの森 古民家

内 容
①出会い、
②やりたいこと話し合い・そして実践
③振り返り

【企画・主催】
オレンジネットワーク城南

【連絡先】
城南近地福祉協議会
電話 092-833-4112 若山/内山

令和7年度 本人の「したい」をかなえる会 オレンジネットワーク城南

開催日時
偶数月の第3月曜日 13時30分～15時30分

第1回	令和7年4月21日(月)
第2回	令和7年6月16日(月)
第3回	令和7年8月18日(月)
第4回	令和7年10月20日(月)
第5回	令和7年12月16日(月)
第6回	令和8年2月16日(月)

場所 よりあいの森 古民家

内容 ①出会い
②やりたいこと話し合い・そして実践
③振り返り

費用 100円
(別途、実費が発生する場合は事前にお知らせします)

企画・主催 オレンジネットワーク城南

申込先 担当ケアマネジャーにお申込みください。



(5)城南区の介護予防事業について

ア 生き生き講座

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防し、健康で生き生きとした生活を営むことができるように健康づくりや介護予防をテーマとした講座を、保健福祉センターや地域の公民館で実施する。

(単位：人)

	開催件数	参加者数（延）
令和4年度	121回	1,850
令和5年度	92回	1,389
令和6年度	91回	1,451

イ フレイル予防教室

参加者がフレイル予防について正しい知識を身につけ、要介護状態に陥るリスクの少ない日常生活を継続して送ることができるように保健福祉センター等で実施する。

(単位：人)

	開催件数	参加者数（延）
令和4年度	20回	245
令和5年度	20回	266
令和6年度	20回	319

ウ よかトレ実践ステーション

高齢者の主体的な健康づくり・介護予防の取り組み推進のため、多くの市民が参加できる場「よかトレ実践ステーション」の登録を推進する。

	登録数	登録校区（全11校区）
令和4年度	76団体	11
令和5年度	71団体	11
令和6年度	73団体	11

エ 介護予防教室（委託事業）

生活機能が低下している高齢者を対象に、地域包括支援センターが教室参加を勧奨し、継続して介護予防に取り組むことができるように実施する。

(単位：人)

	開催件数	参加者数（延）
令和4年度	25回	178
令和5年度	30回	244
令和6年度	30回	249

○概況

令和7年3月末現在

複合課題を抱えるケース対応が増えている。気になった時点で随時センターに連絡することが、早期対応につながるため、関係機関との連携と連絡が重要である。また、個別支援会議や事例検討会でも、定期的に連絡を回して適切な支援を図ることが必要である。個別支援会議には保健師・医師・介護・障がい・保護司・民生委員などと一緒に連絡をとる必要がある。ケアマネジャーだけではなく、ケアマネジャーだけでなく負担が集中しないよう工夫が必要である。養護者支援には時間を要するた
め、短期・長期的視座で取り組んでいく。
「若年性認知症に対する正しい理解促進の啓蒙を継続して行っていく。」
「抱え手」の育成を促して多世代交流の取り組みの意味や必要性を、車庫等々での意見交換、情報発信していくことが必要である。
医療・介護サービス事業者の他にも、民生委員やふれあい民生委員会などの地域活動の担い手を交えた連絡の仕組みを構築する必要もある。

LINER等でのネット故郷やロマンス詐欺は大きな社会問題であり、一層の注意喚起が必要である。

取組内容



在宅医療・在宅介護の推進に向けた取り組み

権利擁護関連の地域包括支援センターの対応

(1) 地域ケア会議の状況

- 個別支援会議
会議回数: 34回 / 44件(内、介護予防型個別支援会議)

第5回/15件

「複合課題」を抱えるケースの支援を考える～地域と

「複合課題」を抱えるケースの支援を考える～地域と

【市民啓発】①ACP

【市民啓発】①ACP

双组	具体肉内浴
----	-------

双组	具体肉内浴
----	-------

2 城南区地域包括ケアに関する取り組み (1) 令和7年度専門部会

ア 在宅医療・介護部会報告書

【日 時】令和7年9月19日(金) 19時から20時

【場 所】城南区役所 大会議室

【参加者】委員9名、事務局4名、城南区地域包括支援センター(第4・第5)2名
オブザーバー(城南区総務課防災・安全安心係)2名

【報 告】1. 福岡市の取り組み一部紹介(報告)

2. 城南区の取り組み(報告)

【議 題】災害時の地域包括ケアシステムの構築を考える

委員からの意見等(抜粋)		地域包括ケアシステム構築から10年経過し、災害時を考えることをきっかけに、平時の更なる医療と介護の連携強化を考えていく。
業務継続計画策定後の活用について	・利用者自宅近くの災害拠点病院の確認。 ・策定することで、非常時のマニュアル改定につながっている。 ・模擬訓練として医療機器を使用の方はバッテリーの消耗・残存時間などを一緒に確認している。 ・平時に見直すことで考える機会となっている。 ・研修会や勉強会を実施している。	
業務継続計画策定しての改善点や感じる点	・団体として備蓄物品の備えの検討がまだできていない。 ・業務継続計画を作成したが、実際動けるのか不安。 ・各事業所や施設、病院、各団体だけでなく、地域と連動した模擬訓練等があれば、課題も見えてくるのではないかと思います。 ・事業所内では、リスクの高い人は共有できているが、発災の際に、職員、利用者の安否確認を通信機器の遮断で連絡が困難なため、確認に時間、日数がかかると考えている。 ・個別支援中心のため、情報の共有を担当CMや医師とは平時からできてはいるが、実際大規模災害時では、日頃から連携している所とは限らないので、その際は情報共有をどうしていくのか、そのために平時にどのようなつながればよいのか日々悩みながら活動している。	
災害関連死を防ぐための考え	・災害歯科コーディネーター養成研修を開催している。 ・避難所の分析が必要。 →地域住民の安全確保と速やかに医療・介護サービスにつなげていくことが重要。 ・災害対応や感染症対策の研修会を開催している。 ・日々の相談から、地域とのつながりをつくる仕組みづくりが必要。	
まとめ	1. 平時から地域住民や役員と顔が見える関係づくりを行う連携が必要 2. 地域を含めた災害時対応のシミュレーションが必要 3. 災害関連死の予防のためにも、平時から医療と介護の連携が重要であることを再確認した	

2 城南区地域包括ケアに関する取り組み (1) 令和7年度専門部会

イ 権利擁護部会報告書

【日 時】 令和7年8月22日(金) 14時から15時30分

【場 所】 城南区役所 大会議室

【参加者】 委員11名、事務局5名(オブザーバー1名)

【報 告】 高齢者の権利擁護・虐待に関する相談等業務実績

【議 題】 高齢者の消費者被害の現状と支援機関の連携強化について

委員からの意見等(抜粋)	事前アンケート及び城南警察署による講和(消費者被害状況)を聴き、各委員の立場から意見交換
意見交換	・資産運用等は、ネットで手続が完結するので周囲は「詐欺の兆し」に気づきにくく危険。家族を含む他者に気軽に不安感を相談できる雰囲気に加え、しくみや体制も構築していくことが大切である。 ・啓発や注意喚起は様々に行われているが被害は増加している。今後も関係機関が、詐欺被害の防止に向けてそれぞれの役割で問題意識を持ち続ける必要あり。 ・相談の受け皿を増やす努力と同時に、「チェックリスト」等の活用を勧める「プッシュ型」アプローチを積極的に行う関係機関も増やしていきたい。 ・簡単な「チェックリスト」は、事業者にとっても取り組みやすく、受け入れる側の地域(利用者)にとっても抵抗なく受け入れられやすいので共有・活用したい。 ・警察主催の詐欺被害防止キャンペーンは、定期的な注意喚起として年に複数回実施されると有効だ。実際、地域からの参加者も多い。 ・単身高齢者は、特に被害にあいやすい。地道に可能な範囲で個々の生活に関わる支援者が、例えば自宅で電話の近くに、そのようなチェックリストを置くなど粘り強く「草の根」活動を続けていく他ない。 ・警察を中心に、関係機関ごとの目線で「やれること」を地道に行えば、点と点が線となり、全体として大きな流れになる
詐欺被害防止に向けたまとめ(提言)	1. 地域支援者の役割拡充 行政は、高齢者の生活に深く関わる介護サービス事業者等が、詐欺に関する相談の受け皿、見守りの担い手として防止活動に貢献できるよう、具体的な支援方法や視点を発信していく。事業者側もサービス提供時に「詐欺の兆候」の早期察知に努めてもらいたい。 2. 医療・金融機関等との連携強化(確認) 映像放映や資料の配布掲示等による医療機関や薬局との更なる効果的な連携を模索していく。コンビニや金融機関等で実施されている「指差しチェックシート(プッシュ型アプローチ)等」は他機関にも展開してもらいたい。 3. 草の根レベルの啓発活動 警察発の簡易なチェックリストは、地域も活用しやすいため、関係機関は生活に密着した啓発手段として活用してもらいたい。 4. 情報発信と注意喚起の継続 警察主催の防止キャンペーン等、定期的な注意喚起を通じ、新たな詐欺手口防止の啓発を進めていく。各機関が「やれること」を地道に積み重ね、点と点を線にして大きな流れをつくってもらいたい。

2 城南区地域包括ケアに関する取り組み (1) 令和7年度専門部会

ウ 生活支援・介護予防部会報告書

【日 時】令和7年9月30日(火) 14時から15時30分

【場 所】城南区役所 大会議室

【参加者】委員15名、事務局5名(オブザーバー1名)

【報 告】1. 各会議の取り組み状況について

2. 城南区地域保健福祉課 生活支援・介護予防の取り組み状況について

3. 城南区社協事務所 生活支援・介護予防の取り組み状況について

【議 題】地域包括ケアの10年の取り組みからみえる今後の課題について

委員からの意見等(抜粋)	事前アンケート結果から保健(予防)分野、生活支援分野の課題について意見交換
意見交換	＜保健(予防)分野について＞ ・高齢ボランティアと若い世代が上手く調和しながら次の世代につないでいきたい。 ・地域で自主的に活動を継続できるような仕組みを作っていくことが重要である。 ・地域活動の中核となる人を増やすようにサポートしていく必要がある ・地域活動に対する運営補助金の額を上げ、報告書を簡素化することが、地域活動を継続していくために必要だと感じる。 ＜生活支援分野について＞ ・ゴミ出し支援をしてほしい方がいても、その人の周囲にボランティアがいない場合もあり、上手くつながらないことも多い。 ・子育て世代や学生などの若い世代は、時間の制限や地域活動以外に優先することがあると思うので、最初はできる範囲で協力してもらえたら良いと思う。日ごろの声掛けなどを通して少し地域に目を向けてもらうなどを繰り返しながら、少しずつ地域に出てきてもらえると良い方向に進んでいくと思う。 ・利用可能な制度や施策についてお知らせすることは、私たち団体の役目ではなく市としての義務だと思う。
まとめ	1. 担い手の育成に関すること ・家庭や職場など様々な立場にある若い世代と高齢者世代が、お互いの生活背景や考え方の違いを理解し、どちらの世代にも無理のない関わり方を見出すことが、多世代で一緒に活動していくうえで必要である。 ・地域活動へ関心をもってもらい参加者を増やすには、対象者の世代や関心のある内容を考え、呼びかける際の言葉遣いや活動内容を工夫し、周知を継続していくことが必要である。 2. 地域活動の継続に関すること ・地域で活動する団体の中心となる人物を増やし、代表者が交代しても継続できるように、中心人物の支援を強化していく必要がある。 ・サロンの運営に負担感を感じている高齢者が多い。地域活動を継続していくためには、運営側の負担ができるだけ軽くなるような方法を検討・改善していく必要がある。 3. 制度や政策の周知に関すること ・行政は、いろいろな制度や政策について周知し、その利用状況や課題などの現状を地域の方にわかりやすく伝えていく必要がある。

(2) その他地域包括ケアに関する取り組み

ア 地域包括ケア会議の開催状況（R7.8月末現在）

(ア) 個別支援会議(介護予防型個別支援会議)

14件(予防型実施なし、今後15件予定)

内容:認知症、精神疾患、本人や家族のコミュニケーション能力の問題、家族の介護力や介護負担感、虐待疑いなど、課題のあるケースについて会議を開催。本人、家族、地域や専門職間で、共通認識、役割分担をし、サポート体制を整える。

(イ) 高齢者地域支援会議

1校区(金山校区)1回(他校区、順次開催)

内容:自治協議会、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、衛生連合会、老人クラブ連合会、圏域内事業所、URで、校区全体の状況把握し関係機関の顔の見える関係づくりを図った。

イ 城南区多機関協働に向けた研修会(複合課題に「気づき・つながる」研修会)

(ア) 福祉局生活福祉部生活福祉課主催で当区開催。

日時:令和7年11月11日(火) 14時~16時10分

会場:城南区役所別館 講堂

ウ デジタルゲームを活用したフレイル予防の取り組み

(ア) デジタルゲームを活用した新たな通いの場を創出し、高齢者の社会参加促進を図る。

体験会「デジタルゲームでフレイル予防教室」を開催(各校区3回、計33回実施予定)

(イ) 地域活動の新たな担い手の育成を図る。

デジタルゲームを活用した多世代交流イベント(11/9ふれあい城南フェスティバル 2025)

通いの場の自主運営のための指導者養成講座を開催(令和8年1月開催予定)

エ 城南区医師会による在宅医療・介護連携推進事業

(ア) 市民向け健康セミナー

学んで予防 福岡大学 健康セミナーのうち、毎年3月開催分を城南区医師会との共催とし講演会を開催。

(イ) 在宅医療“多職種連携”研修会

歯科医師会・薬剤師会と共催で年3回在宅医療・介護に関わる職種向けの研修会を開催。



「デジタルゲームでフレイル予防教室」

参加者募集！！

デジタルゲーム×運動×脳トレを融合した楽しく！新しい健康づくり！

デジタルゲーム

ゲームでボウリングを楽しんでみませんか



運動

ストレッチ
筋トレ



こんな方におすすめです！

- ☑運動は苦手だけど、新しい方法で健康づくりを始めたい方
- ☑ゲームはあまりやったことがないけれど、興味がある方
- ☑新しい趣味や仲間を見つけたい方
- ☑地域で気軽に交流できる場所を探している方
- ☑今まで参加したことがないけれど、何か始めてみたい方



【教室概要】

- ・対象者： 城南区在住の概ね65歳以上の方
- ・開催場所： 各校区公民館
- ・開催日時： 裏面でご確認ください
※開催時期により、申込み開始日が異なります。
- ・参加費： 無料
- ・定員： 各回20名程度(先着順、事前申込み制)

参加回数に制限はありません。
1回のみ、複数回どちらの場合も
お申込みいただけます。

【事業委託先】医療法人福岡桜十字 桜十字福岡病院

【申込み方法】①～②のいずれかの方法でお申込みください。

① 電話/FAX/メール(平日 9時から17時)	② 城南区HP
● 担当者携帯:080-8955-9152(担当:脇坂) ● 病院代表:092-791-1100 (自動音声案内に沿ってお申込み下さい) ● 病院FAX:092-791-1105 ● 病院メール:sacra.reha@sakurajyuji.jp	





「デジタルゲームでフレイル予防教室日程」

校区名	10月		12月		令和8年2月	
	9/16(火)9時～ 申込み開始		10/15(水)9時～ 申込み開始		12/15(水)9時～ 申込み開始	
鳥飼	16(木)	10～12時	24(水)	10～12時	17(火)	10～12時
別府	9(木)	13～15時	4(木)	10～12時	2(月)	10～12時
城南	10(金)	10～12時	8(月)	13～15時	16(月)	13～15時
田島	30(木)	10～12時	15(月)	10～12時	16(月)	10～12時
金山	6(月)	10～12時	2(火)	10～12時	4(水)	10～12時
七隈	15(水)	10～12時	15(月)	13～15時	13(金)	10～12時
片江	24(金)	13時30分～ 15時30分	5(金)	10～12時	20(金)	13～15時
長尾	8(水)	13～15時	10(水)	13～15時	5(木)	15～17時
堤丘	8(水)	10～12時	9(火)	10～12時	3(火)	10～12時
南片江	24(金)	10～12時	23(火)	10～12時	19(木)	13～15時
堤	29(水)	13～15時	16(火)	10～12時	27(金)	13～15時

【連絡事項】

- ・ お住まいの校区に関わらず、どちらの公民館でもご参加いただけます。
- ・ 参加回数に制限はありません。1回のみの参加、複数回の参加どちらもお申込みいただけます。
- ・ 実施内容は各回同じものを予定しています。事前の告知なしに内容が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 会場駐車場は、台数に限りがあります。可能な方は、公共交通機関等でのご来場をお願いいたします。

令和 7 年度
城南区 B ブロック在宅医療“多職種連携”研修会
＜ブロック支援病院：さくら病院＞

関係各位

城南区では、各ブロック拠点病院が中心となり、毎年ブロックごとに多職種連携研修会を開催しております。B ブロック研修会はさくら病院が中心となり、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

参加ご希望の方は下記よりお申込みください。

城南区医師会 会長 小館 満太郎

日 時	9 月 3 0 日 (火) 1 9 : 0 0	※受付開始 1 8 時 3 0 分
場 所	福岡大学病院中央棟 (旧新館) 地下 1 階 「多目的室」 ※スターバックスコーヒー奥 城南区七隈 7 丁目 4 5 - 1	
テ ー マ	「身寄りのない認知症高齢者の安定した生活の確保」 ～社会保障制度の境界域にてピットホールに陥っていた独居高齢者の支援～	
内 容	症例についてグループワークを行います。	
対 象	城南区圏域所属の在宅医療・介護に関わる職種の方々	
定 員	6 4 名	
申込締切	9 月 1 9 日 (金) まで	
申込方法	①、②いずれかの方法にてお申込みください。 ①以下の URL または二次元バーコードより、参加登録フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。 ②下欄参加申込書に必要事項をご記入のうえ、福岡市医師会 医療介護推進課宛 F A X (8 5 2 - 1 5 1 0) にてお申込みください。	
主 催	城南区 B ブロック地域リーダー、城南区医師会、城南区保健福祉センター	
留意事項	福岡大学病院駐車場利用の際は、駐車券を研修会受付までお持ちください。	

＜URL・二次元バーコード＞

<https://forms.gle/1oiZo8p47a3Rn1o79>



＜城南区 B ブロック在宅医療多職種連携研修会参加申込書＞

氏名	所属(医療機関・事業所等)	職種

【お問い合わせ】

福岡市医師会 医療介護推進課
担当：古庄・江藤・林

TEL：0 9 2 - 8 5 2 - 1 5 2 7
メール：suishinshitsu@city.fukuoka.med.or.jp

城南区 包括圏域区分のブロック別一覧表

ブロック	世話役(支援)病院	包括	担当 小学校区	区 域
Aブロック	福岡鳥飼病院 (武田病院、 福岡みつき病院)	城南第1	城南、別府、鳥飼 (城南区内)	荒江1丁目、荒江団地全域、飯倉1丁目、 城西団地全域、田島2丁目16番、21～25番、 茶山1丁目・4～6丁目、鳥飼4～7丁目、 七隈1～2丁目、七隈3丁目1～8番、15～20番、 別府1～7丁目、別府団地全域
		城南第5	田島	田島1～6丁目、 (ただし2丁目16番、21～25番を除く) 茶山2～3丁目、友丘1丁目
Bブロック	さくら病院 (佐田整形外科病院、 松永病院、晴明病院)	城南第2	金山、七隈	大字梅林全域、梅林1～5丁目、金山団地全域 友丘4～6丁目、七隈3丁目9～14番、21～23番、 七隈4～8丁目、千隈1～2丁目、 松山1丁目3～20番、松山2丁目
		城南第3	片江、南片江	片江1～5丁目、神松寺1丁目1～21番、 神松寺2～3丁目、堤2丁目13～31番、 西片江1～2丁目、東油山2～3丁目、 松山1丁目1～2番、南片江1～6丁目
Cブロック	長尾病院	城南第4	堤、堤丘、西長住 (城南区内)	宝台団地全域、堤1丁目、堤2丁目1～12番、 堤団地全域、樋井川1～7丁目、東油山1丁目、 東油山4～6丁目、大字東油山全域
		城南第5	長尾	神松寺1丁目22～23番、友丘2～3丁目、 長尾1～5丁目、友泉亭全域

* 城南区多職種連携 研修会 へ参加される方へ *



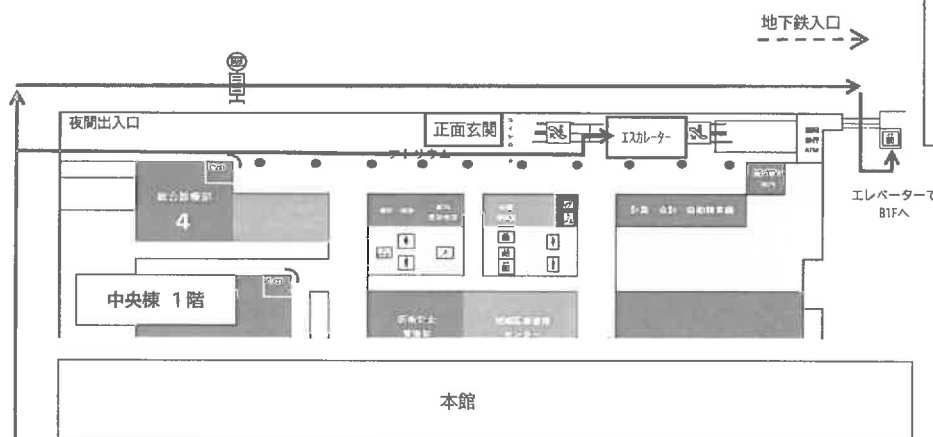
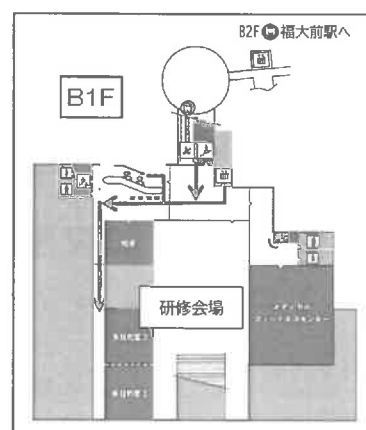
地下鉄でお越しの方

七隈線「福大前駅」よりエレベーターもしくはエスカレーターで地下1階へお越しください。



外来駐車場をご利用の方

夜間出入口より建物内へ入り、エスカレーターで地下1階へ降りる、
もしくは正面玄関前を通りメディカルホール前のエレベーターを使用して地下1階へ
お越しください。



メディカル
ホール

外来駐車場
方面

令和7年度
城南区Aブロック在宅医療“多職種連携”研修会
＜ブロック支援病院：福岡鳥飼病院＞

関係各位

城南区では、各ブロック拠点病院が中心となり、毎年ブロックごとに多職種連携研修会を開催しております。Aブロック研修会は福岡鳥飼病院が中心となり、下記のとおり開催いたします。所属ブロックに限らず参加できますので、万障お繰り合わせのうえご参加くださいますようお願い申し上げます。参加ご希望の方は下記よりお申込みください。

城南区医師会 会長 小舘 満太郎

日 時	12月12日(金) 19:00 ※受付開始 18時30分
場 所	福岡大学病院中央棟(旧新館) 地下1階 「多目的室」 ※スターバックスコーヒー奥 城南区七隈7丁目45-1
テ ー マ	「本人が退院するにあたり、自宅か施設入所かを妻と娘が悩んでいるケース～多職種からみたサービス提供についての意見交換～」
内 容	①症例説明 ②グループワーク ③発表 ④質疑応答 ⑤総評
対 象	城南区圏域所属の在宅医療・介護に関わる職種の方々
定 員	64名
申込締切	12月5日(金)まで
申込方法	①、②いずれかの方法にてお申込みください。 ①以下のURLまたは二次元バーコードより、参加登録フォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。 ②下欄参加申込書に必要事項をご記入のうえ、福岡市医師会 医療介護推進課宛FAX(852-1510)にてお申込みください。
主 催	城南区Aブロック地域リーダー、城南区医師会、城南区保健福祉センター
留意事項	福岡大学病院駐車場利用の際は、駐車券を研修会受付までお持ちください。

＜URL・二次元バーコード＞

所属ブロックに限らず
参加できます。

<https://forms.gle/C9SyxEHDg3X8eqEv7>



＜城南区Aブロック在宅医療多職種連携研修会参加申込書＞

氏名	所属(医療機関・事業所等)	職種

【お問い合わせ】

福岡市医師会 医療介護推進課
担当：古庄・林

TEL：092-852-1527
メール：suishinshitsu@city.fukuoka.med.or.jp

城南区 包括圏域区分のブロック別一覧表

ブロック	世話役(支援)病院	包括	担当 小学校区	区 域
Aブロック	福岡烏飼病院 (武田病院、安藤病院)	城南第1	城南、別府、烏飼 (城南区内)	荒江1丁目、荒江団地全域、飯倉1丁目、 城西団地全域、田島2丁目16番、21～25番、 茶山1丁目・4～6丁目、烏飼4～7丁目、 七隈1～2丁目、七隈3丁目1～8番、15～20番、 別府1～7丁目、別府団地全域
		城南第5	田島	田島1～6丁目、 (ただし2丁目16番、21～25番を除く) 茶山2～3丁目、友丘1丁目
Bブロック	さくら病院 (佐田整形外科病院、 松永病院、晴明病院)	城南第2	金山、七隈	大字梅林全域、梅林1～5丁目、金山団地全域 友丘4～6丁目、七隈3丁目9～14番、21～23番、 七隈4～8丁目、千隈1～2丁目、 松山1丁目3～20番、松山2丁目
		城南第3	片江、南片江	片江1～5丁目、神松寺1丁目1～21番、 神松寺2～3丁目、堤2丁目13～31番、 西片江1～2丁目、東油山2～3丁目、 松山1丁目1～2番、南片江1～6丁目
Cブロック	長尾病院	城南第4	堤、堤丘、西長住 (城南区内)	宝台団地全域、堤1丁目、堤2丁目1～12番、 堤団地全域、樋井川1～7丁目、東油山1丁目、 東油山4～6丁目、大字東油山全域
		城南第5	長尾	神松寺1丁目22～23番、友丘2～3丁目、 長尾1～5丁目、友泉亭全域

*** 城南区多職種連携 研修会 へ参加される方へ ***



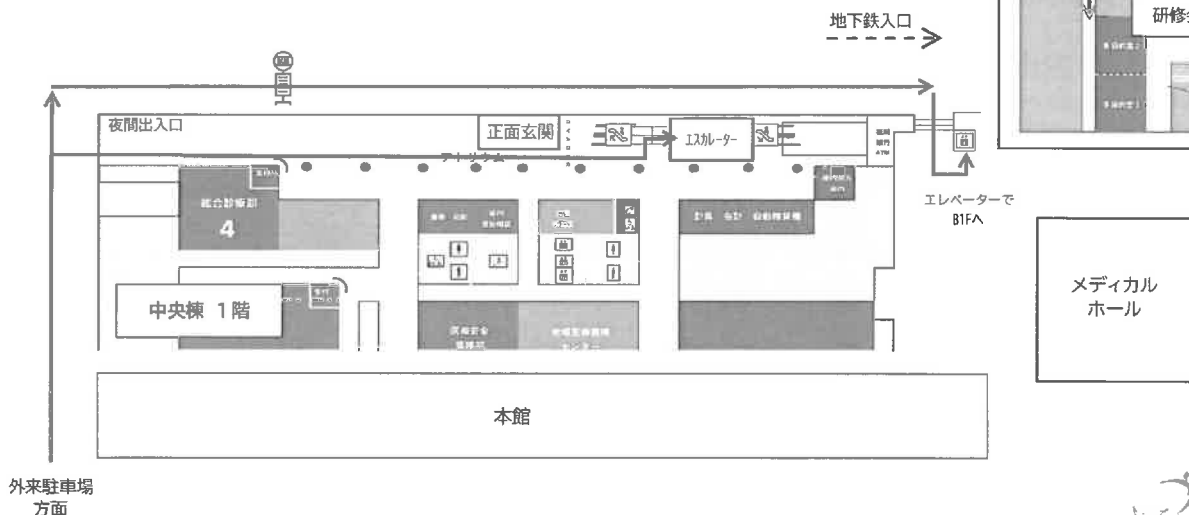
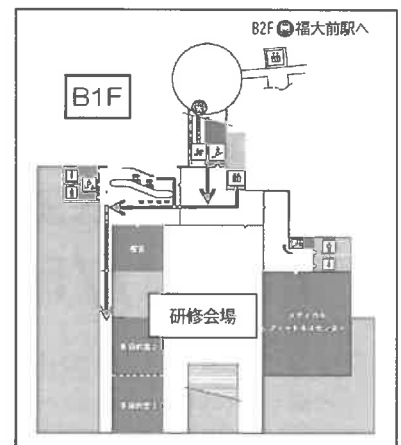
地下鉄でお越しの方

七隈線「福大前駅」よりエレベーターもしくはエスカレーターで地下1階へお越しください。



外来駐車場をご利用の方

夜間出入口より建物内へ入り、エスカレーターで地下1階へ降りる、もしくは正面玄関前を通りメディカルホール前のエレベーターを使用して地下1階へお越しください。



福岡市城南区地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、区における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる城南区地域包括ケア推進会議（以下「区推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- (1) 地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること。
- (2) 高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること。
- (3) 区の問題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること。
- (4) 区の問題解決に必要な政策形成に関すること。
- (5) その他、区における地域包括ケアの推進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 区推進会議の委員は、区保健福祉センター、関係団体及び関係機関の役職員等をもって構成する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等
- (2) 医療サービスに関する事業者及び職能団体等
- (3) 介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者団体等
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 福岡市
- (6) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 区推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、区推進会議の議長となる。

- 3 会長は、必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 区推進会議は、必要に応じて次の部会（ワーキング会議）を設置する。

- (1) 在宅医療・介護部会
- (2) 権利擁護部会
- (3) 生活支援・介護予防部会
- (4) その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

- 2 原則として、各部会（ワーキング会議）の検討状況は、区推進会議へ報告する。

(会議の公開)

第8条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

- 2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 会議を非公開とすることを決定したときは、委員及びその他会議に出席した者は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 区推進会議の事務局は、城南区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

(報告)

第11条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 2 最初の区推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、城南区保健福祉センター所長が招集する。
- 3 城南区高齢者サービス調整会議設置要綱は廃止する。

地域包括ケアに関する推進体制について（平成27年度以降）

参考資料

役割	各種会議について	各種会議の参加者等
市レベル 評価・政策形成	【市地域包括支援センター運営協議会】 ◆前年度事業報告・今年度事業計画報告 ◆実績評価 ◆区・センターの取り組み報告 ◆区・センターへのフィードバック など 【地域包括ケアシステム推進会議】 ◆地域包括ケアに関すること ◆市レベルのネットワーク構築 ◆区・センターへのフィードバック ◆施策への反映、予算への反映 など 医療部会 介護部会 保健（予防）部会 生活支援部会 住まい部会 認知症支援部会（仮称）	【市地域包括支援センター運営協議会】 ＜目的＞ 福岡市地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保 その他センターの円滑かつ適正な運営を図る。 ＜事務局＞地域包括ケア推進課 ＜参加者＞介護事業者、職能団体、介護保険の被保険者、地域ケアに関する学識経験者 など 【地域包括ケアシステム推進会議】 ＜目的＞ 福岡市の地域包括ケアシステム構築に向けて、行政及び関係団体等が、主体的な取組みを行うとともに、相互の連携強化を図り、システムのあり方を検討する。 ＜事務局＞地域包括ケア推進課 ＜参加者＞職能団体、介護事業者、地域包括ケアに関する学識経験者 など
区レベル 地域づくり・ネットワーク・構築・資源開発支援	（※高齢者サービス調整会議を変更）【地域包括ケア推進会議】 ◆「高齢者地域支援会議」や「圏域連携会議」では解決できない地域課題の抽出 ◆地域課題の検討及び解決に向けた取組に関する協議 ◆権利擁護に関する啓発、関係機関の連携づくり ◆地域包括支援センターの活動に関する情報発信、意見交換、協議 ◆関係機関の協力体制を構築するための専門部会の設置 ◆地域包括ケア推進に向けた地域づくりや多職種間でのネットワークづくり など 在宅医療・介護部会 権利擁護部会 生活支援・介護予防部会 ケアマネ等とのネットワークづくり会議 地域包括支援センター連絡会議	【地域包括ケア推進会議】 ＜目的＞ 区における地域包括ケアの推進に向けて地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護の推進などを図るため、各機関の代表者などから成る推進会議を設置する。 なお、同会議において、地域包括ケア推進の中核的役割を担う地域包括支援センターについて、より地域に密着した活動の実現を目指すし、情報発信や意見交換等を行う。 ＜事務局＞各区地域保健福祉課 ＜参加者＞職能団体、介護事業者、民生委員、自治協議会、社会福祉協議会、衛生連合会、地域包括支援センター など ＜部会について＞ ・「在宅医療・介護部会」：医療と介護のネットワークが構築され、効率的・効果的にきめ細かなサービスの提供を目指す。 ・「生活支援・介護予防部会」：高齢者が社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるため、同一部会で高齢者への多様な生活支援の提供のしくみを併せて協議し、地域における高齢者支援と生活支援の基盤づくりを目指す。 ・「権利擁護部会」高齢者の権利擁護と虐待への連携した取り組みについて協議 ・なお、部会については、保健・医療・介護・福祉などの分野で実働する職員を中心に構成し、会議、研修会、意見交換会、事例勉強会等を行うものとする。
概ね中学校区レベル 地域課題発見員・把握・解決・ネットワーク構築	【圏域連携会議】 開催エリアは1圏域ないし複数圏域 ◆地域課題の抽出 ◆上記の地域課題に対する対応策を検討 ◆関係機関とのネットワークを構築 ◆専門的知見を活かした取組みの推進 など 【高齢者地域支援会議】 ◆地域課題の発見 ◆地域課題の解決のための具体的な取り組みの検討、実施 ◆地域団体とのネットワーク構築 など 共助による取組みの推進 ・小学校区全体での取り組み ・町内会での取り組み ・組単位での取り組み など ※校区によっては、【校区保健福祉事業懇談会】の機会を活用するなど 実情に応じたものとする	【圏域連携会議】 ＜目的＞ 圏域における多職種連携のためのネットワーク構築や個別支援会議において事例検討抽出された地域課題の検討を行う。 また、事例検討などを通じ、専門職種の質の向上を図る。 ＜事務局＞地域包括支援センター（当面は、各区地域保健福祉課が支援する） ＜参加者＞地域課題の解決に貢献できる者・団体、介護事業所、訪問看護、医療機関 など 例）居宅介護支援専門員、訪問看護師、医師、民生委員、自治協議会 など 【高齢者地域支援会議】 ＜目的＞ 個別課題の解決を図るため、校区等における地域の共助力（見守り等の生活支援）を醸成するネットワーク構築を行う。 また、個別課題の蓄積等により地域における課題を発見し、上記ネットワークを活用して解決に向けた取り組み等について検討する。 ＜事務局＞ 各区地域保健福祉課／地域包括支援センター ＜参加者＞ 地域課題の解決に貢献できる者・団体 など 例）民生委員、自治協議会、社会福祉協議会、衛生連合会 など
小学校区レベル 地域課題の発見・解決	個別支援 個別支援 個別支援	【個別支援】 事例に応じた多職種による個別の連絡調整とタイムリーな支援 ※個別ケース検討は、地域包括支援センターがコーディネート機能を行う。
個別レベル 個別支援	※ 上記の推進体制において、個別支援から政策形成までの各機能が有効に発揮され、施策化されたものが市民へと還元されていく。	

